

オンライントレード・テレフォントレード利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(1) オンライントレードでは、インターネットに接続したパソコン等による「インターネットトレード」、スマートフォンによる「スマートフォンサービス」およびスマートフォン以外の携帯電話機による「携帯電話サービス」</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(1) オンライントレードでは、インターネットに接続したパソコンによる「インターネットトレード」、スマートフォンによる「スマートフォンサービス」およびスマートフォン以外の携帯電話機による「携帯電話サービス」</p> <p>(2) (省 略)</p>

オンライントレードによる公開株式の購入申込等にかかる利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、お客さまが三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）のインターネットトレード <u>およびスマートフォンサービス</u> を利用して行う、新規公開株式を購入することができる権利の抽選（以下単に「抽選」といいます。）への参加のお申込、海外公開株式、非上場公募株式、新株予約権付社債、不動産投資信託等の購入希望のお申出、および既公開株式の公募・売出株式（海外公開株式、非上場公募株式、新株予約権付社債、不動産投資信託等を含め、以下「既公開株式等」といいます。）の購入希望のお申出、ならびに新規公開株式の抽選での当選による配分、および新規公開株式と既公開株式等（以下あわせて「新規公開株式等」といいます。）の当社からの配分に基づく購入</p>	<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、お客さまが三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）のインターネットトレードを利用して行う、新規公開株式を購入することができる権利の抽選（以下単に「抽選」といいます。）への参加のお申込、海外公開株式、非上場公募株式、新株予約権付社債、不動産投資信託等の購入希望のお申出、および既公開株式の公募・売出株式（海外公開株式、非上場公募株式、新株予約権付社債、不動産投資信託等を含め、以下「既公開株式等」といいます。）の購入希望のお申出、ならびに新規公開株式の抽選での当選による配分、および新規公開株式と既公開株式等（以下あわせて「新規公開株式等」といいます。）の当社からの配分に基づく購入申込にかかるサービス（以下「本</p>

<p>申込にかかるサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取決め（以下「本規定」といいます。）です。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>2 お客さまは、<u>当社が定める形態により</u>本サービスを利用して当社が定める既公開株式等の購入希望をお申出いただくことができます。配分にあたっては、「募集等に係る株券等のお客さまへの配分に関する基本方針」に基づき行います。</p>	<p>サービス」といいます。）に関する取決め（以下「本規定」といいます。）です。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>2 お客さまは、本サービスを利用して当社が定める既公開株式等の購入希望をお申出いただくことができます。配分にあたっては、「募集等に係る株券等のお客さまへの配分に関する基本方針」に基づき行います。</p>
--	---

オンライントレード電子交付サービス利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>2 お客さまがオンライントレード・テレフォントレード利用規定に定める「インターネットトレード」および「スマートフォンサービス」(以下 <u>あわせて</u>「インターネットトレード等」といいます。)の<u>形態</u>を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「ダイレクト取引コース利用規定」、「MUFG テラス・コース利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。</p> <p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>2 当社が、本サービスにより交付できる書面の種類は、金融商品取引法その他の法律等に定</p>	<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 (省 略)</p> <p>2 お客さまがオンライントレード・テレフォントレード利用規定に定める「インターネットトレード」(以下「インターネットトレード」といいます。)を通じて電磁的方法により書面の交付を受けるサービスに関する権利義務関係は、この規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している「証券取引約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「ダイレクト取引コース利用規定」、「MUFG テラス・コース利用規定」、その他の約款および規定等の定めるところによります。</p> <p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>2 当社が、本サービスにより交付できる書面の種類は、金融商品取引法その他の法律等に定</p>

められている交付書類のうち、以下に掲げる書面（以下「目論見書等」といいます。）とします。ただし、本サービスのご利用形態または目論見書等の種類 もしくは、商品ごとに、当面本サービスによらず紙媒体により交付する場合があります。この場合、本サービスの提供が開始される際は、当社ホームページまたは第 4 条第 1 項に規定するホームページ上にてお客さまにその旨を通知します。

(1) ~ (4) (現行どおり)

(本サービスの方法)

第 4 条 当社が行う本サービスは、インターネットトレード等において、お客さまの閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 56 条第 1 項第 1 号ニの方法）により行います。なお、お客さまにご用意いただいた機器または回線等により、ご利用いただける本サービスの内容が制限される場合があります。

2 (現行どおり)

(1) 当社は、お客さまが電子情報処理組織を使用して交付される目論見書等の記載事項（以下「電子書面」といいます。）を紙媒体に出力できるように、インターネットトレード等上で閲覧に供します。

(2) (現行どおり)

(3) 本サービスを利用するために必要な OS 等に変更が生じる場合は、インターネットトレード等上であらかじめ通知します。

(4) 当社は、お客さまが電子書面を閲覧するために必要な情報（リンク先等）をインターネットトレード等上に記録するものとします。

(5) 当社は以下の場合を除き、投資信託の信託契約期間の終了日またはお客さまが当該投資信託を解約した日より 5 年間、インターネットトレード等上に電子書面を閲覧に供するものとします。

められている交付書類のうち、以下に掲げる書面（以下「目論見書等」といいます。）とします。ただし、目論見書等の種類または商品ごとに、当面本サービスによらず紙媒体により交付する場合があります。この場合、本サービスの提供が開始される際は、当社ホームページまたは第 4 条第 1 項に規定するホームページ上にてお客さまにその旨を通知します。

(1) ~ (4) (省 略)

(本サービスの方法)

第 4 条 当社が行う本サービスは、インターネットトレードにおいて、お客さまの閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 56 条第 1 項第 1 号ニの方法）により行います。

2 (省 略)

(1) 当社は、お客さまが電子情報処理組織を使用して交付される目論見書等の記載事項（以下「電子書面」といいます。）を紙媒体に出力できるように、インターネットトレード上で閲覧に供します。

(2) (省 略)

(3) 本サービスを利用するために必要な OS 等に変更が生じる場合は、インターネットトレード上であらかじめ通知します。

(4) 当社は、お客さまが電子書面を閲覧するために必要な情報（リンク先等）をインターネットトレード上に記録するものとします。

(5) 当社は以下の場合を除き、投資信託の信託契約期間の終了日またはお客さまが当該投資信託を解約した日より 5 年間、インターネットトレード上に電子書面を閲覧に供するものとします。

<p>①② (現行どおり)</p> <p>(6) 当社はインターネットトレード等において閲覧に供される電子書面について、前号に定める期間、お客さまが閲覧可能な状況を維持するものとします。</p> <p>(本サービスの提供条件)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) お客さまは、電子書面を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること。</p> <p>(5)～(6) (現行どおり)</p> <p>(お客さまの承諾事項)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、目論見書等の種類または商品ごとに、本サービスの提供が終了される旨をインターネットトレード等上にて通知致しますが、その終了以後はお客さまの請求に基づき紙媒体による目論見書等の交付を行うものとします。</p> <p>(3) (現行どおり)</p>	<p>①② (省 略)</p> <p>(6) 当社はインターネットトレードにおいて閲覧に供される電子書面について、前号に定める期間、お客さまが閲覧可能な状況を維持するものとします。</p> <p>(本サービスの提供条件)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) お客さまは、電子書面を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること。<u>なお、当該ソフトウェア形式は Adobe Reader の最新のバージョンをご用意いただくものとします。</u></p> <p>(5)～(6) (省 略)</p> <p>(お客さまの承諾事項)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当社は、目論見書等の種類または商品ごとに、本サービスの提供が終了される旨をインターネットトレード上にて通知致しますが、その終了以後はお客さまの請求に基づき紙媒体による目論見書等の交付を行うものとします。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--